

総務委員会報告資料

令和5年1月16日

報告事項件名	頁
1 「足立区投票における諸課題解決に向けた基本方針」(案)の策定に伴うパブリックコメントの実施結果及び意見に対する区の考え方について・・・	2
2 衆議院議員選挙小選挙区の区割り改定について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3 令和5年足立区議会議員・足立区長選挙の概要について・・・・・・・・	11

(選挙管理委員会事務局)

総務委員会報告資料

令和5年1月16日

件名	「足立区投票における諸課題解決に向けた基本方針」(案)の策定に伴うパブリックコメントの実施結果及び意見に対する区の考え方について												
所管部課	選挙管理委員会事務局												
内容	<p>1 実施期間 令和4年11月1日(火)から令和4年11月30日(水)まで</p> <p>2 意見提出数 2件(2名)</p> <p>3 意見の構成</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">内容</th> <th style="width: 30%;">件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ⅲ 諸課題解決に向けた基本的な考え 3 当日投票所・投票区に関すること</td> <td style="text-align: center;">2件</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 意見に対する区の考え方 別紙のとおり</p> <p>5 今後の予定</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年月</th> <th style="width: 80%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年1月</td> <td>パブリックコメントに対する区の考え方を公表 (区ホームページ、担当課窓口にて閲覧及び配布)</td> </tr> <tr> <td>令和5年2月</td> <td>選挙管理委員会で基本方針策定</td> </tr> <tr> <td>令和5年2月</td> <td>総務委員会で基本方針策定を報告</td> </tr> </tbody> </table>	内容	件数	Ⅲ 諸課題解決に向けた基本的な考え 3 当日投票所・投票区に関すること	2件	年月	内容	令和5年1月	パブリックコメントに対する区の考え方を公表 (区ホームページ、担当課窓口にて閲覧及び配布)	令和5年2月	選挙管理委員会で基本方針策定	令和5年2月	総務委員会で基本方針策定を報告
内容	件数												
Ⅲ 諸課題解決に向けた基本的な考え 3 当日投票所・投票区に関すること	2件												
年月	内容												
令和5年1月	パブリックコメントに対する区の考え方を公表 (区ホームページ、担当課窓口にて閲覧及び配布)												
令和5年2月	選挙管理委員会で基本方針策定												
令和5年2月	総務委員会で基本方針策定を報告												
問題点 今後の方針	投票環境の改善や、投票率向上に向けた諸課題解決のための基本方針策定に向け、引き続き手続きを進めていく。												

「足立区投票における諸課題解決に向けた基本方針」(案)に関する意見の概要および区(選挙管理委員会)の考え方

No	意見の概要	区(選挙管理委員会)の考え方
Ⅲ 諸課題解決に向けた基本的な考え		
3 当日投票所・投票区に関すること		
1	当日投票所の場所を、もっと近くの施設に変えてほしい。(2件)	投票所の設置場所については、町丁目を基本として、学区域、町会・自治会の区域などを念頭に決めています。今後の見直しについては、人口の動態、使用できる施設の場所等を考慮し、よりアクセスしやすい投票所の設置に努めていきます。

総務委員会報告資料

令和5年1月16日

件名	衆議院議員選挙小選挙区の区割り改定について																							
所管部課	選挙管理委員会事務局																							
内容	<p>1 概要</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律が、令和4年法律第89号をもって令和4年11月28日に公布され、同年12月28日から施行された。</p> <p>足立区においても、衆議院議員選挙の小選挙区が改定され、次の衆議院議員総選挙から適用される（別紙1参照）。</p> <p>2 足立区における区割り改定</p> <table border="1" data-bbox="437 808 1238 1021"> <tr> <th>改定前の選挙区</th> <td></td> <th>改定後の選挙区</th> </tr> <tr> <td>東京都第12区</td> <td>⇒</td> <td>東京都第29区</td> </tr> <tr> <td>東京都第13区</td> <td>⇒</td> <td>東京都第13区または東京都第29区</td> </tr> </table> <p>※ 東京都第29区に変更となる区域は、別紙2のとおり。</p> <p>※ 東京都第13区から東京都第29区へ編入する投票区は、別紙3のとおり（全13投票区、一部編入となる投票区を含む）。</p> <p>3 投票区域の変更が必要になる投票区</p> <p>区割りの改定により、第23投票区（栗原小学校）には、東京都第13区と東京都第29区の区域が含まれることになった。このため、第23投票区に関連する投票区域の変更を行うが、時期については混乱を避けるため、令和5年足立区議会議員・足立区長選挙後に行うこととする。</p> <table border="1" data-bbox="373 1453 1465 1774"> <thead> <tr> <th>投票区名</th> <th>投票所名 (住所)</th> <th>投票区域</th> <th>有権者数</th> <th>変更後の選挙区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第23投票区</td> <td rowspan="3">栗原小学校 (西新井栄町 2-10-18)</td> <td>西新井栄町一丁目</td> <td rowspan="2">6,699人</td> <td rowspan="2">東京都第13区</td> </tr> <tr> <td>西新井栄町二丁目</td> </tr> <tr> <td>栗原三丁目</td> <td>3,183人</td> <td>東京都第29区</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 有権者数は令和4年12月1日現在</p>	改定前の選挙区		改定後の選挙区	東京都第12区	⇒	東京都第29区	東京都第13区	⇒	東京都第13区または東京都第29区	投票区名	投票所名 (住所)	投票区域	有権者数	変更後の選挙区	第23投票区	栗原小学校 (西新井栄町 2-10-18)	西新井栄町一丁目	6,699人	東京都第13区	西新井栄町二丁目	栗原三丁目	3,183人	東京都第29区
改定前の選挙区		改定後の選挙区																						
東京都第12区	⇒	東京都第29区																						
東京都第13区	⇒	東京都第13区または東京都第29区																						
投票区名	投票所名 (住所)	投票区域	有権者数	変更後の選挙区																				
第23投票区	栗原小学校 (西新井栄町 2-10-18)	西新井栄町一丁目	6,699人	東京都第13区																				
		西新井栄町二丁目																						
		栗原三丁目	3,183人	東京都第29区																				

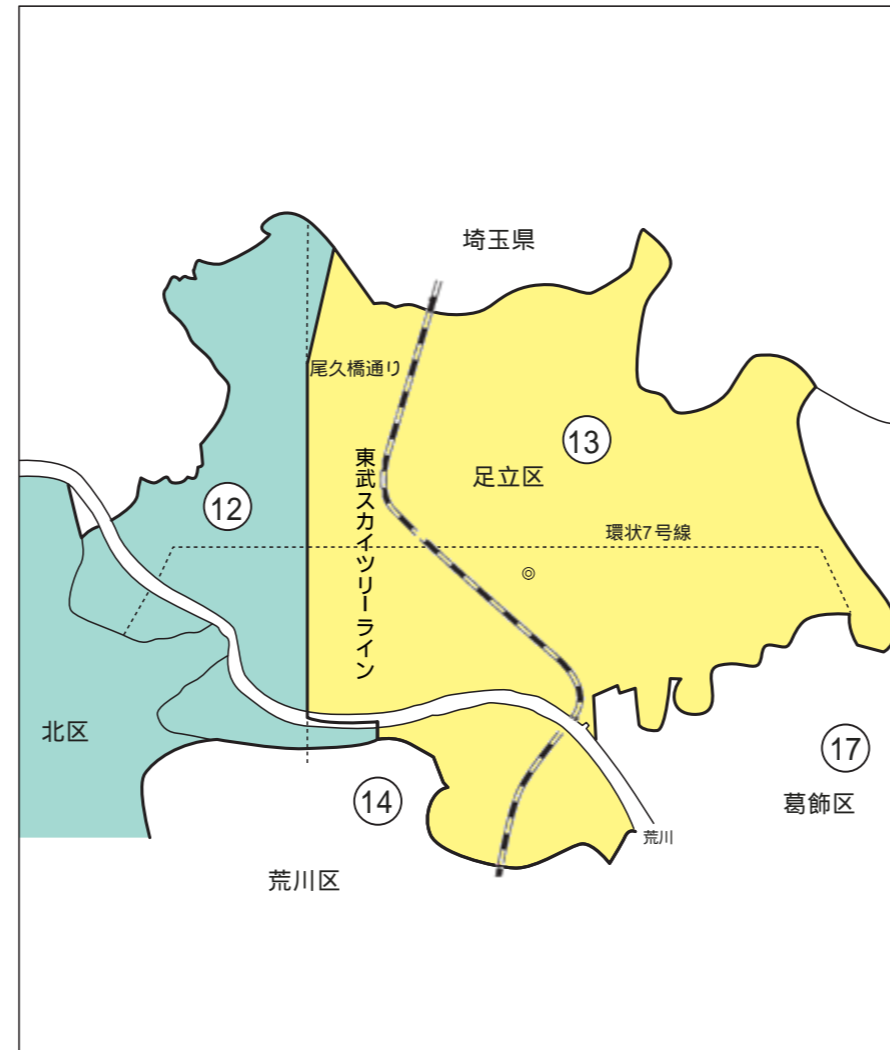
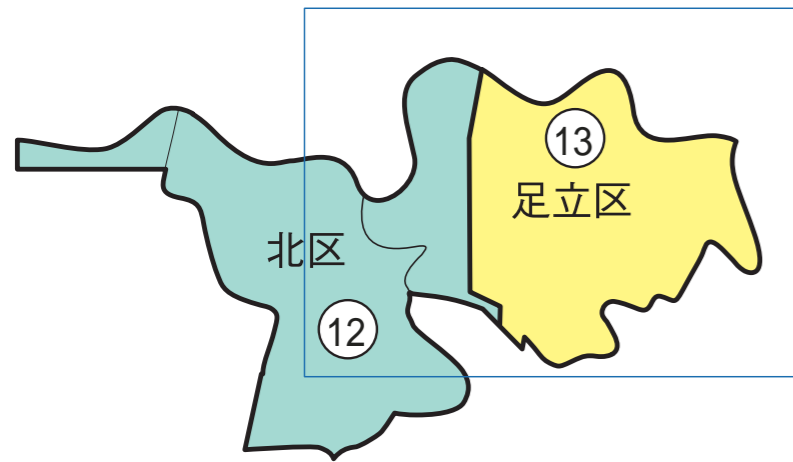
	<p>4 足立区の選挙区別有権者数（在外選挙人は除く）</p> <table border="1" data-bbox="395 183 1473 427"> <thead> <tr> <th>選挙区</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都第13区</td> <td>481,834人</td> <td>386,848人</td> <td>△94,986人</td> </tr> <tr> <td>東京都第29区</td> <td>88,477人 ※第12区の数</td> <td>183,463人</td> <td>94,986人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】 東京都第29区荒川区有権者数 171,653人 東京都第29区有権者数 355,116人 ※ 有権者数はいずれも、令和4年12月1日現在</p>	選挙区	改定前	改定後	増減	東京都第13区	481,834人	386,848人	△94,986人	東京都第29区	88,477人 ※第12区の数	183,463人	94,986人
選挙区	改定前	改定後	増減										
東京都第13区	481,834人	386,848人	△94,986人										
東京都第29区	88,477人 ※第12区の数	183,463人	94,986人										
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>混乱を防止し円滑な投票が行われるよう、以下のとおり周知等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページやあだち広報等による周知 ・ 衆議院議員選挙時における、投票所入場整理券や選挙特報等による周知 ・ 町会・自治会連合会および東京都第29区に編入される地区の町会・自治会への説明 ・ 投票区域が変更になる栗原三丁目の有権者に対する、新投票区決定後の町会への回覧板および全戸への案内文の配布による周知 												

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

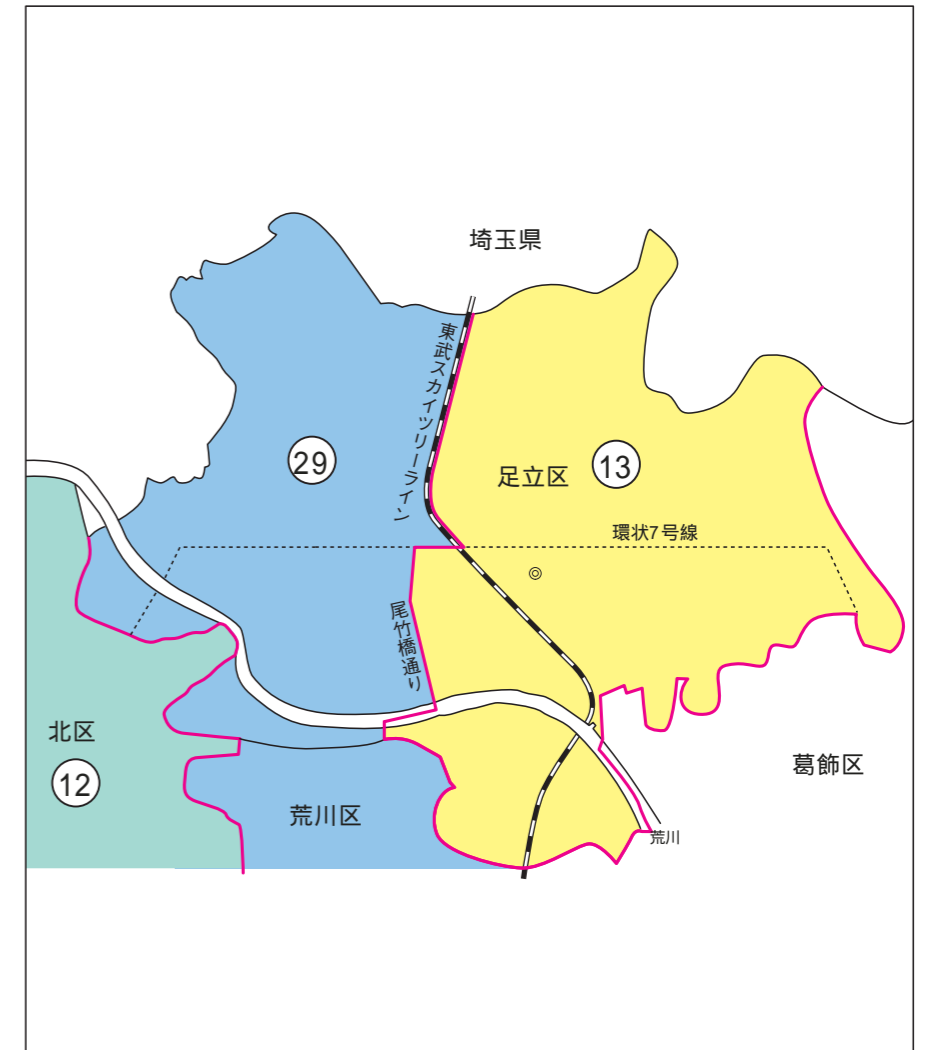
足立区

[改定前]

[改定後]



◎: 区役所
丸数字は選挙区番号



◎: 区役所
丸数字は選挙区番号

足立区

第13区の区域

青井1丁目～6丁目、足立1丁目～4丁目、綾瀬1丁目～7丁目、梅島1丁目～3丁目、梅田1丁目～8丁目、大谷田1丁目～5丁目、加平1丁目～3丁目、北加平町、栗原1丁目、栗原2丁目、弘道1丁目、弘道2丁目、佐野1丁目、佐野2丁目、島根1丁目～4丁目、神明1丁目～3丁目、神明南1丁目、神明南2丁目、関原1丁目～3丁目、千住1丁目～5丁目、千住曙町、千住旭町、千住東1丁目、千住東2丁目、千住大川町、千住河原町、千住寿町、千住桜木1丁目、千住桜木2丁目、千住関屋町、千住龍田町、千住中居町、千住仲町、千住橋戸町、千住緑町1丁目～3丁目、千住宮元町、千住元町、千住柳町、竹の塚1丁目～7丁目、辰沼1丁目、辰沼2丁目、中央本町1丁目～5丁目、東和1丁目～5丁目、中川1丁目～5丁目、西綾瀬1丁目～4丁目、西新井栄町1丁目、西新井栄町2丁目、西加平1丁目、西加平2丁目、西保木間1丁目～4丁目、花畑1丁目～8丁目、東綾瀬1丁目～3丁目、東保木間1丁目、東保木間2丁目、東六月町、一ツ家1丁目～4丁目、日ノ出町、平野1丁目～3丁目、保木間1丁目～5丁目、保塚町、南花畑1丁目～5丁目、六木1丁目～4丁目、谷中1丁目～5丁目、柳原1丁目、柳原2丁目、六月1丁目～3丁目、六町1丁目～4丁目

第29区の区域

伊興1丁目～5丁目、伊興本町1丁目、伊興本町2丁目、入谷1丁目～9丁目、入谷町、扇1丁目～3丁目、興野1丁目、興野2丁目、小台1丁目、小台2丁目、加賀1丁目、加賀2丁目、栗原3丁目、栗原4丁目、江北1丁目～7丁目、古千谷1丁目、古千谷2丁目、古千谷本町1丁目～4丁目、皿沼1丁目～3丁目、鹿浜1丁目～8丁目、新田1丁目～3丁目、椿1丁目、椿2丁目、舎人1丁目～6丁目、舎人公園、舎人町、西新井1丁目～7丁目、西新井栄町3丁目、西新井本町1丁目～5丁目、西伊興1丁目～4丁目、西伊興町、西竹の塚1丁目、西竹の塚2丁目、東伊興1丁目～4丁目、堀之内1丁目、堀之内2丁目、宮城1丁目、宮城2丁目、本木1丁目、本木2丁目、本木東町、本木西町、本木南町、本木北町、谷在家1丁目～谷在家3丁目

衆議院議員選挙小選挙区の区割り改定に伴う足立区の変更区域

第 1 2 区の区域(町丁名)

入谷一丁目～九丁目、入谷町、扇二丁目、小台一丁目、小台二丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、江北一丁目～七丁目、皿沼一丁目～三丁目、鹿浜一丁目～八丁目、新田一丁目～三丁目、椿一丁目、椿二丁目、舎人一丁目～六丁目、舎人公園、舎人町、堀之内一丁目、堀之内二丁目、宮城一丁目、宮城二丁目、谷在家二丁目、谷在家三丁目

第 1 3 区の一部区域(町丁名)

伊興一丁目～五丁目、伊興本町一丁目、伊興本町二丁目、扇一丁目、扇三丁目、興野一丁目、興野二丁目、栗原三丁目、栗原四丁目、古千谷一丁目、古千谷二丁目、古千谷本町一丁目～四丁目、西新井一丁目～七丁目、西新井栄町三丁目、西新井本町一丁目～五丁目、西伊興一丁目～四丁目、西伊興町、西竹の塚一丁目、西竹の塚二丁目、東伊興一丁目～四丁目、本木一丁目、本木二丁目、本木東町、本木西町、本木南町、本木北町、谷在家一丁目

区割り改定

第 2 9 区の区域(町丁名)

伊興一丁目～五丁目、伊興本町一丁目、伊興本町二丁目、入谷一丁目～九丁目、入谷町、扇一丁目～三丁目、興野一丁目、興野二丁目、小台一丁目、小台二丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、栗原三丁目、栗原四丁目、江北一丁目～七丁目、古千谷一丁目、古千谷二丁目、古千谷本町一丁目～四丁目、皿沼一丁目～三丁目、鹿浜一丁目～八丁目、新田一丁目～三丁目、椿一丁目、椿二丁目、舎人一丁目～六丁目、舎人公園、舎人町、西新井一丁目～七丁目、西新井栄町三丁目、西新井本町一丁目～五丁目、西伊興一丁目～四丁目、西伊興町、西竹の塚一丁目、西竹の塚二丁目、東伊興一丁目～四丁目、堀之内一丁目、堀之内二丁目、宮城一丁目、宮城二丁目、本木一丁目、本木二丁目、本木東町、本木西町、本木南町、本木北町、谷在家一丁目～三丁目

東京都第 13 区から同第 29 区へ編入する投票区一覧

投票区名	投票所名(住所)	投票区域	有権者数	備考
第 13 投票区	栗原北小学校 (栗原 4-25-9)	栗原四丁目 西新井二丁目 伊興一丁目(1~17 番) 西竹の塚一丁目 (2~6 番)	6,646 人	全部
第 18 投票区	寺地小学校 (扇 1-7-1)	扇一丁目	5,531 人	全部
第 19 投票区	本木小学校 (本木北町 7-1)	本木東・西・南・北町 本木一丁目 本木二丁目(1~28 番)	7,634 人	全部
第 20 投票区	興野公民館 (興野 2-1-5)	興野一・二丁目 本木二丁目(29~終) 扇三丁目(1~17 番)	6,917 人	全部
第 21 投票区	西新井小学校 (西新井本町 4-9-27)	西新井本町四・五丁目 西新井栄町三丁目	6,611 人	全部
第 22 投票区	第五中学校 (西新井本町 2-3-1)	西新井本町一~三丁目 扇三丁目(18~終)	8,299 人	全部
第 23 投票区 の一部	栗原小学校 (西新井栄町 2-10-18)	栗原三丁目	3,183 人	栗原三丁 目のみ
第 56 投票区	第十四中学校 (西竹の塚 1-8-1)	伊興一丁目(20~終) 伊興三丁目(1~6、8~19) 伊興本町一丁目 東伊興三丁目(1~3) 西竹の塚一丁目(1、7~終) 西竹の塚二丁目	5,534 人	全部
第 57 投票区	伊興小学校 (伊興 4-16-1)	伊興一丁目(18~19) 伊興二丁目(1~2、9~終) 伊興三丁目(7、20~終) 伊興四丁目 伊興五丁目(1~4、6~17、 20~終) 西伊興二丁目(1~10、12~ 終) 西伊興三丁目 古千谷一丁目 古千谷二丁目(1~3)	9,864 人	全部

投票区名	投票所名(住所)	投票区域	有権者数	備考
第58投票区	<u>西新井第二小学校</u> (西新井 4-34-1)	西新井三・四丁目 西伊興一丁目 西伊興二丁目(11) 西伊興町 伊興二丁目(3~8) 谷在家一丁目	11,199人	全部
第59投票区	<u>西新井第一小学校</u> (西新井 6-21-3)	西新井一・五・六・七丁目	9,223人	全部
第67投票区	<u>東伊興小学校</u> (東伊興 1-4-15)	東伊興一・二丁目 東伊興三丁目(4~終) 東伊興四丁目 西伊興四丁目 伊興五丁目(5、18~19) 伊興本町二丁目	8,153人	全部
第72投票区	<u>古千谷小学校</u> (古千谷本町 4-12-16)	古千谷二丁目(4~終) 古千谷本町一~四丁目	6,192人	全部

※ 有権者数は令和4年12月1日現在

総務委員会報告資料

令和5年1月16日

件名	令和5年足立区議会議員・足立区長選挙の概要について
所管部課	選挙管理委員会事務局
内容	<p>1 立候補予定者説明会 3月20日(月) 午後2時から(会場未定)</p> <p>2 立候補届出(告示日) 5月14日(日) 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>3 投票日 5月21日(日) 午前7時から午後8時まで</p> <p>4 開票日 5月21日(日) 即日開票</p> <p>5 当日投票所 投票所数 77か所</p> <p>6 期日前投票所 (1) 投票所数 13か所 (2) 開設期間 5月15日(月)から20日(土)まで</p> <p>7 ポスター掲示場 (1) 掲示場数 616か所 (2) ポスターの大きさ 42cm×30cm以内</p> <p>8 選挙運動用はがき (1) 区議選挙 2,000枚以内 (2) 区長選挙 8,000枚以内 ※ 選挙用の表示部分として左上を縦70mm×横35mm空ける。</p> <p>9 選挙運動用ビラ (1) 区議選挙 4,000枚以内 (2) 区長選挙 16,000枚以内 ※ 選挙管理委員会に届け出たもの2種類以内 ※ ビラの大きさ 長さ29.7cm×幅21cm以内(A4以内)</p> <p>10 インターネットを利用した選挙運動 ウェブサイト等や電子メールを利用した文書図画の頒布が可能</p>
問題点 今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 投票日等については、あだち広報、区ホームページおよび選挙PR動画等により、区民に広く周知していく。 選挙運動の概要等については、立候補予定者説明会等で関係者への説明を行う。